

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03256

研究課題名(和文) グラティアース教令集註釈書の史料学的・法文化史的研究

研究課題名(英文) Studies on the circle of the Summa Monacensis: its manuscript transmission and internal development

研究代表者

源河 達史 (Genka, Tatsushi)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：10272410

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：1170年頃から1190年頃にかけて成立した一群のグラティアース教令集註釈書、所謂Summa Monacensisサークルは、アルプス以北における教会法学の発展を知る重要な史料である。本研究は、これらの註釈書を伝える諸写本の伝承関係と共に、諸々の註釈書相互の関係を明らかにすることに努めた。とりわけ大きな成果として、オクスフォード写本Barlow 37に伝わる註釈の由来と成立年代(1180年代半ば)を確定し、それを通じて、Summa Monacensisサークルに属する註釈が、1170年前後から1180年代半ばにかけて、「生きたテキスト」として発展し続けたことを示すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、写本伝承と、註釈書相互の関係を明らかにするものである。12世紀末から13世紀初頭にかけて、著者の固有名詞と共に伝えられる大部の註釈書が成立するが、それ以前の教会法学については、発展の仕方、著作としての性格等、不明な点が多い。本研究は、1170年頃に成立した註釈が「生きたテキスト」として発展する過程と、それが著者の名と共に伝わる大部の註釈書へとつながって行く過程とを、共に明らかにすることができた。これは、一方において、校訂版作成の前提となる研究であるとともに、他方において、12世紀ルネサンスの重要な一翼を担う教会法学の具体像を明らかにする、法文化史的な研究でもある。

研究成果の概要(英文)：The circle of the Summa Monacensis is an important source of information on how the science of canon law developed in the north of Alps between ca.1170 and 1190. This study has tried to elucidate the internal relations as well as the manuscript transmission of the circle. As a major result, focusing on the Oxford, Bodleian MS Barlow 37, a late twelfth century English manuscript, it has been shown that some marginal glosses found in this manuscript indeed belong to the circle and represent a reduction commonly known in Paris in the mid-1180s. In the course of this analysis it has also been shown that the commentaries of the circle seem to represent different reductions of a common source which, being a living text, developed continuously over a period of 20 years.

研究分野：中世教会法

キーワード：中世教会法 文献学 史料

1. 研究開始当初の背景

1190年頃のパリにおいて、幾つかの大部のグラティアーヌス教令集註釈書が成立し、法学誕生の地ポーロニヤの教会法学にも影響を与え、標準註釈の成立に寄与したことは、よく知られている。しかし、アルプス以北の初期教会法学を代表するグラティアーヌス教令集註釈書 *Summa Monacensis* (1170年代前半)と、それと親縁関係に一群の註釈書、いわゆる *Summa Monacensis* サークルについては、専ら *Summa Monacensis* に基づいて、その成立地が議論されていたに過ぎなかった。他の重要な論点、例えば、*Summa Monacensis* サークルに属する著作群の相互関係、成立・発展の具体像等については、*Summa Monacensis* から派生した、という考え方と、共通のソースに由来する、という考え方が、仮説として提起されるにとどまっていた。そして、1990年代以降、一般的な傾向として、研究の重心がグラティアーヌス教令集註釈書から教皇令集とその註釈書に移動したことに伴い、*Summa Monacensis* サークルについての仮説は、検証されることなく放置されていた。このことは、1160年代末から1180年代後半にかけての初期教会法学の具体的な姿が不明なままであること、そして、12世紀末に現れる大部の著作がどのような蓄積の上に成立したのかが分からないまま議論が行われていたこと、を意味していた。

2. 研究の目的

このような研究停滞の要因としては、一般的な研究関心の変化に加え、*Summa Monacensis* サークルについて、正確な写本伝承の把握に基づく校訂版が欠けていることが指摘されていた。そこで、本研究は、*Summa Monacensis* と、それと親縁関係に立つ *Summa Permissio quedam* (1185年頃)に係る研究代表者の研究を進展させ、*Summa Monacensis* サークルの写本伝承ならびに註釈書相互の関係(派生関係なのか、共通のソースを有するのか)を明らかにすることを第1の目的とした。さらに、*Summa Monacensis* その他の註釈書に引用された神学書や、ポーロニヤで成立したグラティアーヌス教令集註釈書との比較を通じて、註釈形式、註釈内容における *Summa Monacensis* サークルの特徴を明らかにし、12世紀後半の北フランスにおける法文化の発展を、教会法学に即して考察することをも目指した。

3. 研究の方法

本研究は、グラティアーヌス教令集註釈書 *Summa Monacensis* と *Summa Permissio quedam* について研究代表者が行ってきた写本伝承批判・史料批判の上に成り立つものである。具体的には、両註釈書に *Summa Questio si iure naturali*、*Distinctiones Consuetudo*、*Summa Inter cetera ecclesiastice dignitati*、*Distinctiones Tria consideranda sunt in electione* を加えた6つの著作について、まず、それぞれの写本伝承を把握することに努めた。それと並行して、文言・内容における異同を比較検討し、派生関係、共通のソースそれぞれの可能性を考察した。また、問題設定、註釈形式、註釈内容における北フランス教会法学の特徴を明らかにするため、これらの著作を、そこで明示的に引用されている神学書や、明示されていなくとも頻りに用いられている先行グラティアーヌス教令集註釈書、とりわけポーロニヤで成立した註釈書(*Rufinus*、*Johannes Faventinus* の註釈書等)と比較し、異同を詳細に明らかにすること、とりわけ相違について、どのような取捨選択、加筆修正が行われたのかを明らかにすることに努めた。

4. 研究成果

報告は、*Summa Monacensis* サークルに属する上述の諸著作について、相互関係を考察するものである。具体的には、例えば、

- (i) *Summa Monacensis* の縮約版と考えられていた *Summa Questio si iure naturali* に、*Summa Monacensis* には見られない註釈があることから、仮に縮約版であったとしても、元になったものは現在知られている *Summa Monacensis* とは異なること
- (ii) *Summa Monacensis* を用いて成立したと思われる *Summa Permissio quedam* が、実は *Distinctiones Consuetudo* とより多くの共通性を持つこと
- (iii) *Distinctiones Consuetudo* が *Summa Monacensis* から派生したのではなく、ほぼ同時期の作品であり、より早い段階を保存している可能性があること

等を明らかにし、派生関係ではなく共通のソースの異なる段階、との仮説を提示した。

論文と報告は、オクスフォード写本の欄外註釈である *Distinctiones Tria*

consideranda sunt in electione が Summa Monacensis サークルに帰属することを確認し、既存の作品のいずれかから派生したのではなく、独立の段階を表していること、1180年代半ばに成立したと思われることを論じるものである。この研究により、1180年代後半から1190年代にかけて成立する大部のグラーツィアーヌス教令集註釈書と Summa Monacensis サークルの関係についても、重要な見通しを得ることができた。

論文は、いわば副産物であり、グラーツィアーヌス教令集の内容を意識しつつ、その前提となる思考（法源の序列）の成立過程を考察するものである。

論文

① Tatsushi Genka, *The Distinctiones Tria consideranda sunt in electione in the Oxford, Bodleian MS Barlow 37*, in: *Bulletin of Medieval Canon Law* 36 (2019), 275-297.

② Tatsushi Genka, *The Role of Hagiography in the Development of Canon Law in the Reform Era*, in: *New Discourses in Medieval Canon Law Research. Challenging the Master Narrative. Medieval Law and Its Practice* 28 (2019), 83-104.

学会報告

① Tatsushi Genka, “Die Summa Monacensis und ihre verwandten Summen,” *Fifteenth International Congress of Medieval Canon Law, Session 25 “Classical Sources IV,” Paris (22 Jul. 2017)*.

② Tatsushi Genka, “The Development of an Early French School of Canon Law from the 1160s to the 1180s,” *Leeds International Medieval Congress 2017, Session 1333 “Canon Law, IV: Manuscripts and the Making of Canon Law in the ‘Reform’ Period,” Leeds (5 Jul. 2017)*.

③ Tatsushi Genka, “The Early Transalpine Decretistic: Its Manuscript Transmission and Readers,” *Glossing cultural change: Comparative perspectives on manuscript annotation, c. 600–1200 CE, Session 5 “Glossing the Law,” Galway (22 Jun. 2018)*.

Tatsushi Genka, “The Early Transalpine Decretistic: Its Manuscript Transmission and Readers,” *Leeds International Medieval Congress 2018, Session 716 “Legal Texts and Their Users, III: Law in Learning and Practice in the Later Middle Ages,” Leeds (3 Jul. 2018)*.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Tatsushi Genka	4. 巻 36
2. 論文標題 The Distinctiones Tria consideranda sunt in electione in the Oxford, Bodleian MS 37	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Bulletin of Medieval Canon Law	6. 最初と最後の頁 275-297
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1353/bmc.2019.0011	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tatsushi Genka	4. 巻 28
2. 論文標題 The Role of Hagiography in the Development of Canon Law in the Reform Era	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 New Discourses in Medieval Canon Law Research. Challenging the Master Narrative. Medieval Law and Its Practice.	6. 最初と最後の頁 83-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Tatsushi Genka
2. 発表標題 The Early Transalpine Decretistic: Its Manuscript Transmission and Readers
3. 学会等名 Leeds International Medieval Congress 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tatsushi Genka
2. 発表標題 The Early Transalpine Decretistic: Its Manuscript Transmission and Readers
3. 学会等名 Glossing cultural change. Comparative perspectives on manuscript annotation, c. 600 - c. 1200 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tatsushi Genka
2. 発表標題 The Development of an Early French School of Canon Law from the 1160s to the 1180s
3. 学会等名 Leeds International Medieval Congress (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 源河達史
2. 発表標題 Die Summa Monacensis und ihre verwandten Summen
3. 学会等名 XV International Congress of Medieval Canon Law (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考